

マル経融資制度の 利子補給がスタート!

対象 平成26年4月1日以降にマル経融資を申込みし、融資決定された会員の小規模事業者

初回返済より12ヶ月に限り
計1.0%の利子補給
が受けられる!

実質金利
1.45% → 0.45%

(平成26年6月11日現在の金利を掲載しております)
※利率は毎月変動しますが、融資実行後は借入時の金利で固定されます。

今回の利子補給について

この利子補給事業(利子の事後助成)は、小規模事業者の経営安定と資金調達のコスト軽減を目的に、マル経融資を受けた事業者に対して当会議所が行う事業です。

「小規模事業者経営改善資金(マル経)」は、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人、低利で(株)日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

利子補給の概要

- 補給期間：最初の1年間(12ヶ月)
補給率：融資実行時の金利のうち1.0%
補給条件：①当会議所の会員であること。
②当会議所から推薦されたマル経融資であり、約定通り償還され滞りのないもの。
③当会議所の会費を完納していること。
補給限度額：5万円

※利子補給にあたっては、この他にも所定の要件等がございます。
詳しくは、当商工会議所 中小企業相談所にご相談ください。

無担保

無保証人

マル経融資の特徴

資金使途・融資限度額	返済期間	融資対象・条件等
運転・設備資金 2,000万円	運転資金 7年以内 (据置1年以内) 設備資金 10年以内 (据置2年以内)	○従業員が商業・サービス業では5人以下、製造業・建設業などでは20人以下の事業所。 ○商工会議所の経営指導員による経営指導を6ヶ月以上受けている方。 ○納期の到来している当該義務納税額(所得税、法人税、事業税、住民税等)を完納している方。 ○原則石狩市内で最近1年以上事業を営んでいる方。 ○(株)日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方。

※審査の結果、ご希望にお応えできない場合もございます。あらかじめご了承ください。

 石狩商工会議所 中小企業相談所

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5 TEL: 0133-72-2111 / FAX: 0133-72-2577

融資ご相談カード



石狩商工会議所 中小企業相談所 宛

事業所名		代表者氏名	
住 所		T E L	
		F A X	
資金使途	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金	【具体的な資金使途】	
※ 株式会社 日本政策金融公庫 (旧 国民生活金融公庫) とのお取引 <input type="checkbox"/> あ る <input type="checkbox"/> な い			
※ 詳しい説明をご希望される方は、下記にご記入ください。 <input type="checkbox"/> 来訪してほしい。 (平成 年 月 日頃、 時頃希望) <input type="checkbox"/> 電話で説明をしてほしい。(平成 年 月 日頃、 時頃希望) <input type="checkbox"/> 事務所に訪問したい。 (平成 年 月 日頃、 時頃希望) 注：希望日時は、事務局の業務時間内を原則としますが、時間の都合が取れない場合は、ご相談に応じておりますのでお問合せください。他の融資制度についてもご説明いたします。			

ご用意いただくもの

- 確定申告書・決算報告書・科目内訳書(2期分)
- 直近の試算表
- 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本
- 印鑑証明書(個人…市役所・法人…法務局)
- 納税証明書(または納付書)
- 設備資金の場合/見積書・カタログまたは図面
- その他必要とされる書類

ご相談を希望される方は、本書をFAX(72-2577)されるか、事務局までご持参のうえご相談ください。